第五条第十項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	一九八、六〇〇円	一九三、七七六円
千人以上二千人未満	二九六、二五〇	三〇二、七七五
二千人以上三千人未満	四〇二、九〇〇	四一一、七七四
三千人以上五千人未満	五〇九、五五〇	五二〇、七七三
五千人以上一万人未満	六一六、二〇〇	六二九、七七二
一万人以上二万五千人未満	七二二、八五〇	七三八、七七一
二万五千人以上三万人未満	八五三、二〇〇	八七一、九九二
三万人以上	一、一〇二、〇五〇	一、一二六、三二三

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 開票日	平日	休日
千人未満	六四、八一二円	二三四、一八八円
千人以上二千人未満	六八、〇七九	三三二、七二九
二千人以上三千人未満	八〇、七三二	四四〇、六五六
三千人以上五千人未満	八四、四〇六	五三九、六〇四
五千人以上一万人未満	九七、四二五	六四七、八九七
一万人以上一万五千人未満	一〇〇、七四七	七四六、四九三
一万五千人以上二万人未満	一一四、三三八	八七六、五三〇
二万人以上三万人未満	一二五、三八三	一、〇三五、七七九
三万人以上	一八七、〇五四	一、一七一、五五二

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、三七六円
千人以上二千人未満	二六四、六五〇
二千人以上三千人未満	三五九、九二四
三千人以上五千人未満	四五五、一九八
五千人以上一万人未満	五五〇、四七二
一万人以上一万五千人未満	六四五、七四六
一万五千人以上二万人未満	七六二、一九二
二万人以上三万人未満	九二〇、三九六
三万人以上	九八四、四九八

第五条第十四項中「四千八十五円」を「四千九十一円」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五七、六四九円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一六三、三八〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙（公選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一九三、一一〇
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一二一、九九九

第六条第二項中「四十二万八千六百三十四円」を「四十二万八千八円」に、「六十万九千八円」を「百十万七千三百五十二円」に、「六十七万六千七十八円」を「百十万八千九百六十七円」に改め、同条第三項中「三万千七百五十二円」を「六万三千五百四円」に改め、同項ただし書中「六万三千五百四円」を「六万五千三百四十円」に、「五万五千八百八十四円」を「五万七千四百九十九円」に、「五万四千二百九十六円」を「五万五千八百六十六円」に、「四万三千八百十八円」を「四万五千八十五円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数 ＼ 選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県		
一三十万未満	円	円	一七円	四五銭
一三十万以上	一銭	三七銭		